

本人確認が法律上のルールになりました

平成20年5月1日より、「なりすましの防止」や「個人情報保護」のため住民基本台帳法および戸籍法が改正されました。

※田子町では皆様のご協力のもと、証明書請求のために窓口にお越しのかたの、本人確認を以前から行なっています。

税に関する証明などを請求するときには

証明書の請求のために窓口に来られたかたには、運転免許証や写真付き住民基本台帳カード等の顔写真が付いたご本人であることが確認できる書類(以下「本人確認書類」といいます。)を提示していただくことが原則となります。この方法によることができない場合には、住所・氏名等が記載された複数の書類(健康保険証や年金手帳など)を組み合わせることで確認させていただくこととなります。

○窓口に来られたかたが、代理のかたや使いのかたの場合には、さらに委任状などの書面により代理権を有していることの確認をさせていただく必要があります。

○郵送による請求につきましては、申請書の他に本人確認書類の写しを同封していただくとともに、返送先は現住所が原則となります。

対象となる証明など

所得証明

課税・非課税証明(住民税)

評価額証明

無資産証明

公課証明(土地/家屋)

納税証明(軽自動車用納税証明書)

事業証明

申告書写し

児童手当用所得証明などの交付など